災害応急対策活動等に関する基本協定　募集要領
【応急組立橋の運搬及び架設、解体外】

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成２１年３月５日

中国地方整備局
中国技術事務所長　山本　正司

基 本 協 定 締 結 説 明 書

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等に関する基本協定

（２）活動場所　下記の場所を基本とした災害応急対策活動等への協力を原則とする。

①　中国地方整備局が管理する施設（河川、砂防、海岸、国道等）

②　中国地方の大規模災害発生区域

③　その他の大規模災害発生区域（日本国内）

（３）活動内容　前記、（２）活動場所において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、中国技術事務所が保有する、下記（４）適用機種について、貴社で保有又は調達される建設機械、資材及び労力等により、適用機種の運搬及び架設、解体等の応急対策活動の実施を基本とする。

（４）適用機種　本協定の適用機種は、中国技術事務所が保有する、応急組立橋２橋を基本とする。応急組立橋の概要は次によるほか、別途配付資料のとおり。

①　応急組立橋（トラス式、４０ｍ　建設機械番号：61-1310）

②　応急組立橋（トラス式、４０ｍ　建設機械番号：19-10-02）

（５）協定期間　平成２１年４月１日　～　平成２２年３月３１日

（６）配付資料の内訳

本基本協定締結説明書（様式含む。）のほかに、災害応急対策活動等に関する基本協定（案）、適用機種概要資料（適用機種毎１ページ）を添付する。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度「鋼橋上部工事」に係る「Ａ又はＢ等級」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、本件における基本協定参加資格確認申請書提出期限日において、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を受理されていること。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去２年間（平成19,20年度）に中国技術事務所と「災害時協力協定（応急組立橋の運搬及び架設、解体)」を締結した実績、または、過去10年間（平成11年度以降）において、元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事又は役務の提供（以下：同種工事等）の施工実績を有すること。

・同種工事等とは、下記の要件を満たす架設の施工実績を有すること。

道路橋（Ａ活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）、または組立式応急組立橋（Ａ活荷重又はTL-20以上）であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）の発注した工事に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS)」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であるこ

と。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築施工管理技士
・建築士法による１級建築士
・技術士法による技術士（建設部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る）の資格を有する者。
・過去10年間（平成11年度以降）において、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記（５）の同種工事等における監理（主任）技術者経験を有する者。
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

（７）　公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　広島県内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所を有する者であること。

（９）　災害発生時等における、応急組立橋の運搬及び架設等において、施工体制を有する者であること。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている方と行います。

（２）応募者が多数の場合は、提出資料の内容に関するヒアリング等を実施して決定します。

４．担当部局

〒７３６－００８２　広島県広島市安芸区船越南２－８－１
国土交通省中国地方整備局　中国技術事務所　施工調査課
ＴＥＬ　０８２－８２２－２３４０（代表）　内線３８３
ＦＡＸ　０８２－８２３－９７０６

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】
②過去の協定又は施工実績【別記様式２】

※協定を実績とする場合は、【別記様式２】に替えて「災害時協力協定」の写し。

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式３】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④「緊急時出動体制」調査表【別記様式４】

※資料提出項目及び作成要領は、別紙－１「緊急時出動体制」調査表 作成要領によるものとします。なお、調査表の記入内容により、体制確保状況がより優位と判断される希望者について、協定締結する予定としています。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：平成２１年３月５日（木）から平成２１年３月２３日（月）までの休日を除く毎日、９時30分から17時30分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：平成２１年３月５日（木）から平成２１年３月１３日（金）までの休日を除く毎日、９時30分から17時30分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、平成２１年３月２３日（月）までの休日を除く毎日、９時30分から17時30分まで。

②場　　所：４．に同じ。

（５）申請書作成等に係る既存資料の閲覧

申請書の作成等にあたり、以下の資料を閲覧することができるものとします。

①資 料 名：各応急組立橋の完成図書（製作仕様書、製作図、設計図書、取扱説明書等）　各１式

②閲覧場所：４．に同じ。（別途、閲覧場所を用意します。）

③閲覧期間：申請書の提出期限の前日までの閉庁日を除く毎日、9時30分から17時30分まで（閲覧場所の用意等が有りますので、事前に４．まで電話にて申し入れ下さい。）

（６）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤契約締結及び費用の支払い

基本協定締結後において、１．（３）活動内容の出動を要請した場合は、速やかに契約締結するものとし、出動及び復旧支援活動等に要した費用は、締結した契約に基づきその費用を支払うものとします。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

【応急組立橋の運搬及び架設、解体外】

平成○○年○○月○○日

担当官

中国地方整備局

中国技術事務所長　山本　正司　殿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

平成２１年３月５日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書５．(1)②に定める過去の協定又は施工実績を記載した書面

２　基本協定締結説明書５．(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面

３　基本協定締結説明書５．(1)④に定める『「緊急時出動体制」調査表』

問い合わせ先

担当者　：　中国　太郎

部　署　：　○○本店　○○部　○○課

電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）

ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

（別記様式２）　　（用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

［記入例］　　会社名：

工事名称等	工事（役務）名	※協定を実績とする場合はこの様式は不要。協定書の（写し）を添付する。コメントがある場合は別紙（様式）自由を添付のこと
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工期	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。

・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

技術者の氏（フリガナ）名		技術者　○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学　○○科　○○年卒業
法令等による資格・免許		１級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）②に示す資格のことです。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式４）

「緊急時出動体制」調査表

１）緊急時連絡窓口

氏　　名		役 職 等	
緊急時の連絡方法	①平日及び勤務時間内 ・番号区分【該当のすべてに○】 a)会社電話　b)携帯電話 c)その他(内容)[　　]		②休日及び夜間（勤務時間外） ・番号区分【該当のすべてに○】 a)自宅電話　b)携帯電話 c)その他(内容)[　　]

・記入は、代表として「主たる担当者」１名についてとする。(時間帯により変更がある場合は、名前の欄にその旨を併記すること。）また、該当するすべての連絡先について○印を付けること。

・緊急時の連絡方法については、「電話番号」の記載は行わないこと。

２),（１）事前調査体制

職　種	自社社員	協力会社社員	備考（補足説明等）
測量主任技師	名	名	
測量技師	名	名	
測量技士補	名	名	
その他作業員	名	名	

２),（２）緊急時輸送及び架設体制

職種、資格区分	自社社員	協力会社社員	備考（補足説明等）
橋梁特殊工	名	名	
特殊作業員	名	名	
とび工	名	名	
その他作業員	名	名	
大型免許	名	名	
移動式ｸﾚｰﾝ運転士	名	名	

２),（３）架設主要機材確保状況

機材名	規格、施工能力等							
移動式クレーン	360t吊	自社　台	200t吊	自社　台	160t吊	自社　台	120t吊	自社　台
		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台
	80t吊	自社　台	45t吊	自社　台	25t吊	自社　台	10t吊	自社　台
		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台
	その他	自社[　]t吊　台、[　]t吊　台、[　]t吊　台、[　]t吊　台						
		協力会社・ﾘｰｽ[　]t吊　台、[　]t吊　台、[　]t吊　台、[　]t吊　台						
輸送車両	10tﾄﾗｯｸ	自社　台	18tﾄﾚｰﾗ	自社　台	25t低床ﾄﾚｰﾗ	自社　台	その他	自社　台
		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台		協力会社・ﾘｰｽ　台
その他資機材等								

別紙－１

「緊急時出動体制」調査表　作成要領

１．募集要領に定める「緊急時出動体制」調査表　別記様式－４

下記の項目について、調査表に記入するものとし、別記様式－４の項目に従い記入すること。調査表の記入内容により、体制確保状況がより優位と判断される希望者について、協定締結する予定である。

１）緊急時連絡窓口の調査

緊急時連絡窓口として、休日及び夜間等においても確実に連絡可能な担当者について記入すること。

２）緊急時出動体制の調査

緊急時出動体制として、以下の項目について記入すること。

（１）事前調査体制

応急組立橋の架設に先立ち、測量等事前調査を行う体制として、発注者から緊急時出動の指示を受けてから、概ね１時間以内に確保可能な人員について記入すること。なお、記入にあたっては、自社社員又は協力会社社員の区分によること。

（※注：「概ね１時間以内」とは、中国技術事務所までの参集時間とし、およそ40km圏内に勤務先（平日・昼間等）及び居住地（休日・夜間等）が有る測量作業員等とする。）

（２）緊急時輸送及び架設体制

緊急時輸送及び架設を行う体制として、発注者から緊急時出動の指示を受けてから、概ね１．５時間以内に確保可能な人員について記入すること。なお、記入にあたっては、自社社員又は協力会社社員の区分によること。

（※注：「概ね１．５時間以内」とは、中国技術事務所までの参集時間とし、およそ60km圏内に勤務先（平日・昼間等）及び居住地（休日・夜間等）が有る作業員（有資格）、運転員（有資格）とする。）

（３）架設主要機材確保状況

緊急時に、自社において確保可能な機材について記入すること。規格、能力について明記しているものについては、応急組立橋の架設（各架設方法、架設延長等ケース毎に異なる）に必要な主な機材としているので、移動式クレーン等で能力が近似している機種について保有している場合は、参考に「その他の規格」として記入すること。なお、記入にあたっては、自社保有機械、又は協力会社保有機械・リース対応等の区分によること。

その他資機材等とは、一般的に保有の少ない機材（測量用の船舶など）、備蓄資材等で参考となるものが有る場合のみ、記入すること。

３）その他留意事項

（１）緊急時出動体制における職種区分について

ａ）橋梁特殊工、特殊作業員とは、「平成２０年度公共工事設計労務単価（基準額）」の「調査対象職種の定義・作業内容」に準ずるものとする。

【参考：国土交通省記者発表HPｱﾄﾞﾚｽ　http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010328_4_.html　】

ｂ）測量主任技師、測量技師、測量技士補とは、「平成20年度設計業務委託等技術者単価」の「技術者の職種区分」に準ずるものとする。

【参考：国土交通省技術調査関係HPｱﾄﾞﾚｽ　http://www.mlit.go.jp/tec/cost/sekkei/h20tanka.html　】

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係

□ 過去の協定又は施工実績（協定書（写し）又は別記様式２）　→必須提出

□ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合及びＣＯＲＩＮＳで確認できない場合等は必須提出

□ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式３）　→必須提出

□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

技術資料

□ 『「緊急時出動体制」調査表』（別記様式４）　→必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。